

令和3年3月15日

お客さま各位

株式会社香川銀行

未利用口座を対象とした
「未利用口座管理手数料および自動解約」の導入について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、香川銀行は、令和3年5月6日（木）以降に開設される普通預金口座につきまして「未利用口座管理手数料」および対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する定めを導入いたしますのでお知らせいたします。また、本手数料実施に伴う預金規定の改正につきましては別途お知らせいたします。

この度の取扱いは、口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を未然に防止することを目的としております。今後とも、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

適用対象	令和3年5月6日（木）以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む） ※盗難、紛失などにより利用停止されている口座も対象となります。
未利用口座となる口座	最後のお預入れ（当該口座のお利息の入金を除きます）または払戻し（本件手数料の引落しを除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座が対象となります。 ただし、次の口座は未利用口座管理手数料の対象外となります。 ・無利息型決済用預金 ・預金残高が10,000円以上ある場合 ・お借入れがある場合 ・同一支店で他に金融資産（定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等）が1円以上ある場合
未利用口座に対する取扱い	・口座が上記の対象となった場合は、銀行へお届けの住所に事前に文書にて通知いたします。 ・通知後、一定期間（約3ヵ月）経過しても、ご利用またはご解約がない場合に、本手数料を引落しいたします。 ・残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、口座残高を本手数料の一部として引落しさせていただき、当該口座を自動的に解約いたします。
手数料	年間1,320円（税込み）

以上